

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和7年度から小学校の学級定員は全学年で35人となった。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれる。

長野県では平成25年度に小中学校全学年で35人学級が実現した。また、複式学級の学級定員についても独自に小中学校とも8人としている。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用で対応している状況である。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もある。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もあるが、公教育において自治体間の格差が生じることは問題である。

そこで、地方教育行政の実情が十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、令和8年度予算編成の件につき、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

塩 尻 市 議 会